

前 子 施  
令和2年4月17日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言発令に伴う幼児教育・保育の対応について（第二報）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の利用について、各ご家庭の状況に合わせたご検討をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨日、国により緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたところですが、前橋市では5月6日（水）までの間、市内全ての認可保育所（園）及び認定こども園に在席するお子さんについては登園を自粛していただく対応を継続します。

保護者の皆さまにおかれましては、更なる感染防止の強化のため、仕事を休んで家にいる場合等は、家庭保育を優先として、原則は登園自粛にご協力いただきますよう、改めてお願いいたします。

※今後、状況に応じて対応が変わる可能性があります。ご了承ください。

1 登園自粛要請期間

令和2年4月13日（月）から令和2年5月6日（水）まで

2 考え方

(1) 保育について

- ・登園自粛要請期間はやむを得ない場合を除き登園をお控えください。
- ・保護者の方の職務上の都合等によりやむを得ない場合は希望により、在籍する施設でお預かりすることが可能です。

(2) 保育料について

4月13日以降の登園自粛期間中にご協力いただき、欠席された日の分の保育料については、ご負担いただきません。（日割りで計算し、多くお支払いいただいているときは、後日還付や翌月以降の保育料への充当等を行います。）

問い合わせ先 子育て施設課  
施設管理係・施設指導係  
TEL 027-220-5705・027-220-5706